

保育認定(2・3号)用

令和9年度

教育・保育給付認定申請書 保育所等利用申込(継続確認)書

徳島市長 宛

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定（保育認定）を申請します。

なお、徳島市が施設型給付費等の教育・保育給付認定、利用者負担額、副食費徴収免除及び補足給付事業に必要な市区町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧・調査すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額等について、特定教育・保育施設等に対して提示することと同意する。

徳島市福祉事務所長 宛

次のとおり、保育所等の利用申込(継続確認)をします。

受付場所	課・施設
市受付印	

令和 年 月 日										
申請児童	フリガナ					性 別	生 年 月 日			年 齢
	氏 名						令和 年 月 日	歳		
							第 子	R9.4.1現在		
保護者	フリガナ					連絡先	①	—	—	続柄[]
	氏 名						②	—	—	続柄[]
							③	—	—	続柄[]
							注)徳島市からの連絡は、①から順に優先連絡します			
	住 所	〒								
		令和8年1月1日の住所	父	☐ 徳島市内	☐ 徳島市外	住所:[]				
母			☐ 徳島市内	☐ 徳島市外	住所:[]					
令和9年1月1日の住所		父	☐ 徳島市内	☐ 徳島市外	住所:[]					
	母	☐ 徳島市内	☐ 徳島市外	住所:[]						
他施設の申込状況 (併願の有無)		☐ 有 (幼稚園等の他施設を別に申込している)				☐ 無 (本書による申込のみ)				
		申込施設	注)市立認定こども園1号と他の保育所等とは併願不可							
申請児童の状況	アレルギーの有無		有 ・ 無		障害・持病等の有無			有 ・ 無		
申請世帯の状況	ひとり親世帯 の該当		有 ・ 無		世帯員が障害者手帳 等を受給		有 ・ 無		生活保護の受給 有 ・ 無	

① **世帯の状況** ・申請児童を除く同一敷地内の全員(世帯別でも)を記入、申請児童の父母・兄弟は別居の場合でも記入

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	年齢	父母等の就労(予定)先や、児童の利用(申請)施設 等		備 考	徳島市チェック欄 (申請者は記入不要)
			(R9.4.1 現在)				
1			歳	就労先・利用施設 の名称	左記の施設等に	☐ 就労(学)・利用中 ☐ 就労予定・申請中	☐ 育明け・短縮予定 (～ 年 月 日) ☐ 就労内定 ☐ 保育士等 ☐ 卒園児等 ☐ 1→2号 ☐ 兄弟が利用中 ☐ 兄弟で同時申込 (同月同・同月別・ 一人でも先)
2			歳			☐ 就労(学)・利用中 ☐ 就労予定・申請中	
3			歳			☐ 就労(学)・利用中 ☐ 就労予定・申請中	
4			歳			☐ 就労(学)・利用中 ☐ 就労予定・申請中	
5			歳			☐ 就労(学)・利用中 ☐ 就労予定・申請中	

② 利用希望する期間・施設

利用希望期間	令和 年 月 日 から ☐ 小学校就学前まで ☐ 年 月末日まで			
利用希望施設	第1希望	☐ きょうだいの 在籍あり	第4希望	☐ きょうだいの 在籍あり
	第2希望	☐ きょうだいの 在籍あり	第5希望	☐ きょうだいの 在籍あり
	第3希望	☐ きょうだいの 在籍あり	第6希望	☐ きょうだいの 在籍あり
希望施設3つ未満の場合は、理由を記入			第7希望 以降	
＜利用希望施設に関する注意事項＞				
利用可能な施設が複数ある場合は、複数施設（3つ以上）をご希望ください。 注1）3つ以上希望した場合は、<u>利用調整を行う際に大きな加算対象</u>となります。（利用可能な施設が3つ未満しかない場合は、3つ未満の希望でも加算） 注2）<u>利用決定後、入所辞退をした場合は、減算対象</u>となります。 注3）利用可能な施設：開所時間が保護者の希望を満たしており、通常の交通手段で自宅から20～30分未満で登園が可能な施設				

③ 利用希望する保育時間 ・ 保育時間は施設により異なるため注意

希望区分	☐ 保育標準時間（最長11時間までの利用）		☐ 保育短時間（最長8時間までの利用）	
希望時間	平日	時 分 から		時 分 まで
	土曜日の保育希望	☐ あり	☐ なし	（※ ありの場合：下記に希望時間を記入）
	土曜日	時 分 から		時 分 まで

本申請書の取扱い

希望月からの利用ができない場合	☐ 利用できるまで待つ（翌月以降も利用調整希望） ☐ 申請を取り下げる（翌月以降の利用調整不要）	
利用調整の希望 （育児休業中の方はどちらかにチェックしてください。）	☐ 入所が決定されれば、入所月の翌月15日までに育児休業から復職する。 注）きょうだいが、保育認定を受けている場合は育休延長はできません。	
	☐ 育児休業の延長を許容できるため、選考時の優先度が下がってもよい。 <table border="1" data-bbox="489 2022 1261 2034"> <tr> <td>注意事項</td> <td> 1. チェックをすることにより、優先指数が減点されます。 2. 利用調整の結果、施設に空き等がある場合は、利用決定となります。 </td> </tr> </table>	注意事項
注意事項	1. チェックをすることにより、優先指数が減点されます。 2. 利用調整の結果、施設に空き等がある場合は、利用決定となります。	

④ 保育を必要とする事由 ☐ 該当する箇所にチェック

区分	類型	父	母	具体的な状況			
01	就 労			就労日数 月20日 以上	月 160 時間以上 の就労を常態		
02					月 140 時間以上 ～ 160 時間未満 の就労を常態		
03					月 120 時間以上 ～ 140 時間未満 "		
04					月 100 時間以上 ～ 120 時間未満 "		
05					月 64 時間以上 ～ 100 時間未満 "		
06				就労20 日 未満	月 160 時間以上 の就労を常態		
07					月 140 時間以上 ～ 160 時間未満 の就労を常態		
08					月 120 時間以上 ～ 140 時間未満 "		
09					月 100 時間以上 ～ 120 時間未満 "		
0A					月 64 時間以上 ～ 100 時間未満 "		
11	妊娠・出産		妊娠・出産のため、保育ができない場合				
21	保 護 者 の 疾 病・障 害			疾 病	入院 1 箇月以上		
22					2 週間を超え、1 箇月未満		
23					通院 週 4 日以上		
24					自宅療養 常時臥床、感染症 等		
25				障 害			介護を要する（身体 1～2級、精神 1級、療育A、要介護度 3～5） 上記以外で日常生活に著しく支障があり、他者の介助が必要 一般療養（運動・外出等の制限ありだが、身の回りのことは自分で可）
26							
27							
28							
29							
31	親 族 の 介護・看護				月 160 時間以上 の介護・看護を常態		
32					月 140 時間以上 ～ 160 時間未満 の介護・看護を常態		
33					月 120 時間以上 ～ 140 時間未満 "		
34					月 100 時間以上 ～ 120 時間未満 "		
35					月 64 時間以上 ～ 100 時間未満 "		
41	災害復旧		火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合				
51	求 職 中		求職活動または自営準備のため、外出することを常態とする場合				
61	就 学 中			職業訓練校・専門 学校・大学等に就 学中である場合	居宅外 での 就学 月 160 時間以上の就学を常態とする 月 140 時間以上 ～ 160 時間未満 の就学を常態 月 120 時間以上 ～ 140 時間未満 " 月 100 時間以上 ～ 120 時間未満 " 月 64 時間以上 ～ 100 時間未満 "		
62							
63							
64							
65							
66							
71	虐待・DV		虐待・DV等を受けている又は受ける恐れがある場合				
81	育児休業中 の継続利用		1年未満の育児休業を取得する保護者で、認可保育施設（事業所内保育施設 従来異称を 除く）を利用している児童がいる場合（注）小規模保育事業等の空園等の場合のみ適用 両親が不在（死亡、行方不明、拘禁 等）				
91	そ の 他	—	—	その他、保育を必要とする事由に類似し、特に保育の必要性が高いものと認められる場合			
92							

注)別紙「児童状況届」も必ず記入し、本申請書とともに提出してください。

以下は、徳島市記入欄のため、記入しないでください

種別	区分	該当	備考	種別	区分	該当	備考
保護者の状況	ひとり親	16		きょうだいの状況	きょうだいの利用施設を希望	17	
	生活保護	4			きょうだいで同施設を同時申請	5	
	生計中心者の失業	4			きょうだいに家庭保育児あり	(5)	
	虐待・DV	20		世帯の状況	全親族が死亡・市外居住等	3	
	育休明け	14			援助可能な親族が同居	(10)	
	保護者の一方不在	10			援助可能な親族が別居	(1)～(3)	
	多胎児妊娠	2		その他	市外居住（転入予定除く）	(20)	
	転所が特に必要	6			辞退履歴あり	(15)	
	保育士等	18			育休許容で優先度を下げる場合	(50)	
	認可外・職場内・一時預	4			複数希望あり	20	
未就労 → 就労内定	12		その他（保育必要性高）		—		
環境変化に伴う保育困難	8						
児童の状況	申請児童に障害あり	3					
	卒園児・受入年齢終了児	23					
	同施設内で1 → 2号	13					
	認可外施設が認可へ移行	23					
	待機が1箇月以上継続	3					
	申請児童が第3子以降	3					

優先1 (DV)	優先2 (災害)	優先3 (卒園)	優先4 (保育士)	優先5 (ひと親)	優先6 (兄弟)	優先7 (育休)	優先8 (保必)	優先9 (合計)	優先10 (児童数)
0・1	0・1	0・1	0・1	0・1	0・1		0・1		

基準点		優先点		指数 合計		加算 施設		加算点	
-----	--	-----	--	----------	--	----------	--	-----	--

受付	システム		指数計算		AI取込データ			申請書情報			
	入力	確認	計算	確認	入力	確認		年度	保育所等コード・施設名		受付番号
								R9			